

一般社団法人 進交会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人進交会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、横浜市立大学および横浜市立横浜商業高等学校の教育研究の向上発展を図るために、必要な援助を行うとともに、上記各学校の教育精神に則り、和協団結して知徳を涵養し、あわせて会員相互の親交を図るとともに地域社会の健全なる進歩発展に貢献する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講演会、懇話会およびその他の集会の開催
- (2) 教育に関する助成および顕彰
- (3) 学術研究に関する助成および出版物の刊行
- (4) 会員名簿および会報の発行
- (5) 会館の維持運営
- (6) 地域社会の健全な発展のために会館の施設の提供
- (7) 学術研究に対する寄附
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員資格の取得)

第5条 この法人の会員は、次の通りとする。

(1) 正会員

横浜市立大学ならびに横浜市立大学大学院および横浜市立横浜商業高等学校（以下「母校」という）または横浜市立横浜商業専門学校の各卒業生で細則に定める入会金と終身会費または年会費を納める者。

(2) 準会員

前項の終身会費または年会費を1年以上未納の者。

(3) 客員

母校の現旧職員にある者またはあった者で会費負担の義務はない。

(4) 特別会員

前号の客員のうちで現に母校に奉職する教員で、本人の希望により在職中年会費を継続して納める者。その期間中は正会員とする。

(5) 学生会員

横浜市立大学及び横浜市立横浜商業高等学校の在学・在校生で会費負担の義務はない。

2 この法人に入会しようとする者は理事会の定めるところにより、入会の申込みを行う。

(代議員)

第6条 この法人の社員（法人法上の社員を言う。以下同じ）は、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。（端数の取り扱いについては理事会で定める）

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

6 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。

補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

9 正会員は法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 社員名簿の閲覧等
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等
- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等
- (6) 計算書類等の閲覧等
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等

10 理事又は監事は、その任務を怠った時は、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除する事ができない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員が同意した時

(退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、その理由を付して理事長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 定款の規定、または社員総会の決議に違反したとき
- (2) この法人の団結を乱し、かつ、会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

第10条 会員で住所を変更したとき、その旨の連絡もなく、第4条に規定する諸事項等の連絡不能2ヶ年におよぶときは、各種の通知等、会員としての便益の享有及び待遇を受ける権利を放棄したものと見做す。ただしその後において連絡があった場合はこの限りではない。

第11条 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) 事業報告
- (8) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(招集)

第14条 定時社員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時社員総会は、必要に応じて随時招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は理事長とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席社員のうちから会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上～24名以内(内、理事長1名、副理事長2名、常務理事10名以内、会計理事1名)

(2) 監事3名以内

2 副理事長、常務理事、会計理事を業務執行理事とする。

3 理事長をこの法人の代表理事とする。

第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第23条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は、3親等以内の親族その特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、本会の総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第24条 理事長は、この法人の事務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときはその業務執行に係る職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事故あるとき又は欠けたときは、副理事長があらかじめ指名した順序によってその業務執行に係る職務を代行する。

4 会計理事は、会計を掌理する。

第25条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする事ができる。

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の終了する時までとする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事及び監事に対して、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第28条 この法人には相談役および顧問、名誉職を若干名おくことができる。

相談役、顧問及び名誉職は、理事会で推薦された者につき理事長が委嘱する。

第29条 相談役、顧問及び名誉職は、理事長に対してもしくは理事会に出席し意見を述べることができる。

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局長等の職員をおく。事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

第5章 理事会

(理事会の設定)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 社員総会の招集に関する事項

(2) 代表理事および業務執行理事の選定及び解職

(3) 重要な財産の処分及び譲受け

(4) 多額の借財

(5) 重要な使用人の選任及び解任

(6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止

(7) その他この法人の業務執行に関する事項

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事長が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べた時はこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録に署名しまたは議事録に記名押印する者は、理事会に出席した理事長及び監事とする。

第6章 財産および会計

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第39条 この法人の事業計画、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の作成した監査報告書を添付して理事会の承認を受けなければならない。

(1) 当該事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書

(2) 事業報告

(3) (1)、(2)の附属明細書

2 第1号及び2号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類については承認を受け、第2号の書類についてはその内容を報告しなければならない。

第41条 この法人の財産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設立当時の定期預金、あるいは信託預金および理事会の決議により、基本財産に繰り入れられる財産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金品であって寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第42条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数および社員現在数の3分の2以上の承認を経るものとする。

第43条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をする事ができない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公立大学法人横浜市立大学及び横浜市立横浜商業高等学校（横浜市）に寄附するものとする。

第7章 定款の変更および解散

第45条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第46条 この法人の解散の決議は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 補則

第47条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この定款の施行後、最初の代議員は、第6条と同じ方法で予め行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。

4 この法人の最初の代表理事は坂本忠歳とする。

平成27年5月30日 改正

一般社団法人 進交会細則

第1章 会員規定

【会員資格の取得】

第1条 会員資格の取得について以下の通り定める。

(1) 正会員

学生会員は卒業後別段の申し出がない限り、1年間は正会員に移行する。準会員は終身会費又は年会費を納入した日から正会員に移行するものとし、中途入会希望者は本細則第1章第2条(3)に定める手続きを終了した日から正会員となる。

(2) 準会員

正会員が年会費支払年度終了後1年以上未納となった場合準会員となる。

(3) 客員

母校の職員に就任した日から資格取得する。

(4) 特別会員

本細則第1章第2条(4)に定める申込手続きが終了した日から資格取得する。

(5) 学生会員

本細則第1章第2条(1)(2)に定める申込手続きを終了し、母校に入学した日から資格取得する。

【入会申込】

第2条 一般社団法人進交会定款第5条第2項の入会申込について以下の通り定める。

(1) 公立大学法人横浜市立大学入学者は入学時の本細則第1章第3条の入会金の納入をもって、入会申込の意思ありと看做し、入会申込書は不要とする。

(2) 横浜市立横浜商業高等学校入学者は入学時に所定の入会申込書を添えて、本細則第1章第3条の入会金を納入するものとする。

(3) 中途脱会した者が再加入する場合（中途加入者）は本細則第1章第4条の会費を郵便局で払込み、払込終了後に郵便局から郵送される払込取扱票を入会申込書と看做す。

(4) 特別会員は年会費を郵便局で払込み、払込終了後の払込取扱票を入会申込書と看做す。

【入会金】

第3条 入会金は5,000円とする。

【会費】

第4条 会費は終身会費と年会費の2種類とする。

(1) 終身会費 30,000円

(2) 年会費 3,000円

第2章 支部規定

第1条 会員5名以上在任、または在勤の地には、理事会の承認を経て支部を設置する事ができる。

第2条 支部は代表者を定め、当該支部地域を示して、本部の定款および細則の精神に則って、支部規定を制定の上、その会員名簿を添えて、理事会に提出して承認を受けるものとする。支部規定変更の場合も同じ。

第3条 支部は一定の事務所を定め、代表者及び幹事を選出して、本部に届け出するものとする。

第4条 支部名称は地域の事情を勘案のうえ、当該支部において設定し、本部に届け出を行い理事会の承認を得るものとする。

第3章 代議員選挙規定

【選挙管理委員会】

第1条 代議員選出のための選挙管理委員会を設置し、委員は理事の中から理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第2条 委員長は委員の互選による。

第3条 委員の任期は本細則第3章第1条の委嘱をした時から代議員選挙の結果が確定する日までとする。

【選出方法】

第4条 代議員の選出方法については、次の通りとする。

(1) 選挙の日程は選挙管理委員会が決定する。

(2) 選挙の告示、立候補の資格、募集期間等をホームページで公示する。

(3) 立候補者が定員に満たない場合は、選挙管理委員会が候補者を推挙する。この場合、推挙にあたっては被推挙者の承諾を得るものとする。

(4) 選挙管理委員会は正会員全員に候補者名簿、投票用紙を郵送する。

(5) 投票は「不信任投票」とし、候補者名簿一人一人につき、不信任は「×」を記入し返信する。候補者全員を信任する場合は、返信不要とする。

(6) 選挙結果はホームページで公示する。

(7) 候補者は不信任の投票数が有権者数（正会員数）の過半数に満たない場合は代議員として選出される。

第4章 役員選考規定

【役員選考委員会】

第1条 役員選出のための役員選考委員会を設置し、委員は理事の中から理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第2条 委員長は委員の互選による。

第3条 委員の任期は本細則第4章第1条の委嘱をした時から定款第22条の役員選任の結果が確定する日までとする。

【役員選考方法】

第4条 理事及び監事の候補者は、役員選考委員会が推挙する者とする。

第5条 相談役、顧問、名誉職の推挙に関しては、理事会の承認によって就任を依頼するものとする。

(1) 相談役

相談役は、長年会務に寄与した者の中より、理事会の推薦により理事長が委嘱するものとし、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(2) 顧問

顧問は、横浜市立大学理事長、学長、学部長および横浜市立横浜商業高等学校校長、校長代理、副校長の他、理事から推薦された者で理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

顧問は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(3) 名誉職

名誉職は長年会務に寄与した者の中より、理事会の承認により理事長が委嘱するものとし、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(4) 任期

相談役、顧問の任期は原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 財産及び会計規定

第1条 予算が成立しない期間においては、理事長は通常の会務を執行するのに必要な経費の金額に限り、支出する事ができる。

第6章 委員会規定

第1条 本会の事業運営の為、理事会の承認により本細則第3章の選挙管理委員会および、本細則第4章の役員選考委員会のほか、以下の各委員会を設置する。

(1) 総務・財務委員会

(2) 会報・HP委員会

(3) 事業委員会

第2条 各委員会の委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。委員の任期は2年とし、社員総会後の最初の理事会で承認を得るものとする。

第3条 各委員会の委員長は、理事とし、各委員の互選による。

第4条 本会は理事会の承認により、本細則第6章第1条の委員会の他、特別委員会を設置する事ができる。

第7章 事務規定

第1条 本会には、有給の事務局長及び書記を置いて、理事長の監督指揮のもとに会務を処理させるものとする。

第2条 必要ある場合は、理事会において別に内規を制定して、事務の処理を図る事ができる。